

別紙2

訓練コースコーディネーター業務委託契約書(準則)

訓練コースコーディネーター業務を実施するに当たり、(能開施設名)所長(以下「甲」という。)は、(受託機関名)代表者(以下「乙」という。)と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める訓練コースコーディネーター業務の実施及びこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた訓練コースコーディネーター業務(以下「委託事業」という。)を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

第3条 甲は、必要が生じたときは、委託事業の内容を変更することができる。

2 乙は、委託事業の内容を変更しようとする場合又は委託事業を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託事業が予定の期間内に完了しないとき又は委託事業の遂行が困難となった場合は、速やかに甲に報告するとともに、その指示を受けなければならない。

第4条 委託事業の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

第5条 甲は、乙に対して第1条に定める業務に必要な経費として、別表に定める金額を限度に、委託費を支払うものとする。

2 前項の委託費は、委託事業終了後に乙の請求により支払うものとする。

第6条 乙は、支払われた委託費をこの委託事業以外の事業に使用してはならない。

第7条 乙は、甲に対して訓練コースのコーディネーターを実施する都度、結果の報告を行わなければならない。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払いを停止し、支払った委託費の全部若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、委託事業の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第9条 乙は、前条の規定により、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前条第1項第2号の規定により委託費の交付をとりやめ、又は契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。この場合、乙は甲に対して既に経過した期間における委託事業の終了部分に相当する委託費を請求できるものとする。

3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合はこの限りでない。

第10条 この契約書に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

この契約書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、甲、乙各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲	(能開施設名)	
	所長	印
乙	(受託機関名)	
	代表者氏名	印

別表

1 委託事業対象者

委託事業対象者は、別紙により示す者とする。

2 業務内容

- (1) 面接、電話等の方法による求人者とのコンサルティングを通じた、求人者の求める人材像(具体的能力の詳細な内容、水準等)の正確な把握、分析の実施。
- (2) (1)を踏まえ、求職者にとって必要となる能力開発の方向性の判定、具体的な民間教育訓練機関を活用した訓練コースの開拓・コーディネートの実施(具体的な訓練実施機関、訓練コース名、開講期日、訓練内容等)。
- (3) (1)、(2)に関する報告書の作成・提出。なお、報告書の提出については、業務受託後2週間以内に行うものとする。また、期限内に業務が終了しない場合においては、当該時点での進行状況の報告を行い、今後の取扱いについて甲と協議を行うこととする。

3 委託費

1月当たり、コーディネーターの配置1名当たり、341,500円を上限とする。なお、当該委託費においては、1月当たり、6企業のコーディネートを実施することを原則とする。

(別紙)

委託事業対象者

1 受託機関名

2 所在地(電話番号)

3 担当者・役職名

4 求人者の事業概要及び希望する求職者の概要

(事業概要、採用時期、訓練職種、訓練機関等)